

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されています。



介護予防把握事業

収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握して、介護予防活動へつなげます。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

- 転倒予防教室
- こことからだの介護予防教室
- 認知症予防教室

地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となった介護予防活動の育成・支援を行います。

- ふれあい・いきいきサロン事業
- 高齢者食生活改善事業

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画における目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士、または、歯科衛生士と栄養士が、住民運営の通いの場（老人会やサロンなど）に出向いて、介護予防の取り組みを機能強化します。

高齢者の生活を支えるための地域づくり

高齢化社会が進む中で、多様なニーズに応え、よりきめ細かい生活支援サービスを提供していくためには、従来の事業者によるサービスだけでなく、NPOやボランティア、住民の参加など地域ぐるみでの取り組みが大切です。さらに、高齢者自身が生活支援の提供者としての役割を担うなど、積極的に社会参加することは生きがいを持つことや介護予防につながります。総合事業では、市区町村を中心に住民の主体的な活動を支援しながら、地域の支え合い体制づくりを目指します。